

## 審査基準及び標準処理期間

令和元年12月14日作成

法令等名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項	第5条第5項
処分の概要	認定証の再交付
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第7条（認定証の再交付の申請）
審査基準	
標準処理期間	14日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通課交通総務係
問い合わせ先	主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通課交通総務係
備考	※「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。